

令和4年3月18日

保護者様

加古川市教育委員会

兵庫県がまん延防止重点措置区域から除外された際の学校における対応について

兵庫県に発出されているまん延防止重点措置宣言が3月21日をもって解除されることになりました。

つきましては、3月22日からの学校教育活動を以下のとおりといたします。
なお、今後の感染状況により変更される場合があることを申し添えます。

記

1 学校生活における感染症対策

(1) 3密の防止

- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います
- ・児童生徒の間隔を、学級内で最大限の間隔を取るよう配席します
- ・基本的には常時マスク（可能な限り不織布マスク）を着用します
- ・登下校時はマスクを着用し、マスクをはずしての会話を行わないことを徹底します

(2) 検温及び出欠

- ・家庭での毎朝の検温及び体調管理の徹底をお願いします
- ・発熱、咳、だるさなど風邪症状（ワクチン接種後を含む）がある場合は「出席停止」となりますので、自宅での休養を徹底してください。なお、登校再開は症状が改善した翌日からとします。
- ・同居家族に風邪症状（ワクチン接種後を含む）が見られる場合やPCR検査及び抗原検査を受けている場合も「出席停止」とします

2 教育活動

- ・県外での活動は、受け入れ先の感染状況、受け入れ先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ実施します
- ・校外から大人数を呼び込むような校内行事を実施する場合には、マスク着用、消毒など感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、1回あたりの参加人数の制限や座席の間隔を広く取るなどの対応を徹底します

3 部活動

(1) 十分な感染防止対策を実施したうえで実施します

- ・部室等でのマスクを外した談話や複数での飲食は控えるなど、十分な感染防止対策を実施する
- ・運動時にはマスクの着用は必要ではありませんが、運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用する等、感染防止対策を徹底します

(2) 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応など十分確認の上、感染症対策を徹底して実施します。なお、宿泊を伴う場合は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校は不可）

(3) 生徒及び教職員以外の参加については、必要最小限とします

(4) 「いきいき運動部活動」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、平日4日2時間程度、土日いずれか1日3時間程度とする。なお、部活動終了後、社会体育の範疇においても、教員が市民より部活動との疑念を抱かれる行為を厳に慎むこと

(5) 部内で感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、全ての部活動を1日は休止し、感染対策を確認します

4 その他

- ・感染の不安・心配の理由がある場合は、欠席とはなりませんので、学校に連絡をお願いします
- ・施設利用については、活動時間の短縮や参加人数の制限など感染症対策を講じたうえで21時までの利用を認めます。